

「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業 補助金額一覧

「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業のご紹介



滝上町役場建設課建築係



【目的】

滝上町の地域活性化対策の一環として、町内に1戸建ての住宅や共同住宅等を整備し居住、賃貸する方に対して、若年世帯、子育て世帯への支援等を含めた補助を行い、定住と美しい町並み、安心して暮らせる安全な住環境の形成を促進することを目的とします。

【補助の要件】

- ・住宅の所有者
- ・町民の方、これから滝上町にお住まいになる方
- ・ほかの補助金を活用する施工でない事
- ・屋根外壁を補助対象とする場合は「滝上町景観ガイドプラン」に基づいた推奨色としてください
- ・建物の色彩統一事業との併用はできません

【補助の区分】

- 1、住宅を新築する
- 2、住宅を購入して改修する
- 3、自分の家をお持ちの方で耐震診断、耐震補強をする



【補助金と予算】

- ・予算の範囲内での補助金の交付となります

【申請手続き先・お問い合わせは・・・】

滝上町役場 建設課 建築係 ( 電話 29-2111、内線 240・241)

1、新築する方 戸建て住宅（居住用・借家用）、長屋・共同住宅

		補助金額	備考
基本額		町内S G E C業者施工 150万円(60~90㎡)／棟 200万円(90㎡以上)／棟	町外業者等施工 50万円(60~90㎡)／棟 75万円(90㎡以上)／棟
加算額	北方型	100万円／棟	借家、長屋・共同住宅除く
	分譲地	100万円／棟	
	若年(40歳未満)	50万円／棟	
	子育て(18歳以下)	20万円／人	

※長屋・共同住宅は1棟当たりの金額です



2、購入して改修する方 戸建て住宅（居住用・借家用）、長屋・共同住宅

		補助金額	備考
基本額		町内業者施工 購入額+改修工事金額の1/2 かつ100万円以下／棟	町外業者施工 購入額+改修工事金額の1/2 かつ75万円以下／棟
加算額	若年(40歳未満)	50万円／棟	借家、長屋・共同住宅除く
	子育て(18歳以下)	20万円／人	
	耐震診断、改修	50万円以下／棟	

※購入額は改修金額を上限とします

※加算額を含めた補助金額は(購入額+改修金額)の40%を上限とします

※消費税相当額は補助対象外となります

※耐震診断は10万円以下、耐震改修は改修費の1/2かつ40万円以下です

※耐震診断、改修は昭和56年5月31日以前に建築又は着工した住宅が対象です



3、自分の家をお持ちの方

		補助金額	備考
	耐震診断、改修	50万円以下／棟	長屋・共同住宅除く

※耐震診断は10万円以下、耐震改修は改修費の1/2かつ40万円以下です

※耐震診断、改修は昭和56年5月31日以前に建築又は着工した住宅が対象です